

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 5 月 22 日（金）第 108 号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報の廃止（学事法制課取扱い） 1
- 保安林の指定施業要件の変更（森づくり推進課取扱い） 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 2
- 肥料の登録の有効期間の更新（経営技術課取扱い） 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出（2件）（農地整備課取扱い） 2
- 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課取扱い） 4

公 告

- 落札者等の公告（税務課取扱い） 4
- 牛根麓地区特定漁港漁場整備事業計画の公表（漁港漁場課取扱い） 5
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 5

選 挙 管 理 委 員 会 規 則

- 公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則（※）（選挙管理委員会取扱い） 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 6

人 事 委 員 会 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 6

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 7
- 警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第537号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第1項の規定により定め
た次の簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を廃止した。

令和 2 年 5 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

開示申出をすることができる個人情報の内容	
試 験 等 の 名 称	開 示 す る 内 容
調理師試験	総得点及び科目別得点

鹿児島県告示第538号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定
施業要件を変更する。

令和 2 年 5 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

日置市日吉町日置字松尾395番2，字辻ノ藪1037番2，1040番2，字板見堂9174番5，日吉町吉利字白井月4475番1，4475番2，4496番，4498番，字寺迫5351番2，5353番

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第539号

阿久根市大川10873番地1 神之田求及び阿久根市大川170番地19 尻無浜勝弘からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和2年5月22日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

1 区域 阿久根市大川区域（阿久根市大字大川の地区）

2 区分 主として磯建網漁業を営む漁業又は主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第540号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和2年5月22日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1197号	令和8年5月12日	魚かす粉末	7-7かごしま魚粉	窒素全量 7.0 りん酸全量 7.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地

鹿児島県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、肝属中部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年5月22日

鹿児島県知事 三反園訓

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 藏ヶ崎俊光 鹿屋市下堀町2941番地4

理事 大脇 義隆 鹿屋市南町4132番地7

理事 宮園 義弘 鹿屋市獅子目町881番地2

理事 岩井 務 鹿屋市横山町2352番地2

理事 山崎 隆夫 鹿屋市田淵町1500番地5

理事 萩崎 英珍 鹿屋市吾平町上名2491番地 1
 理事 東桂木満州男 鹿屋市吾平町麓1843番地
 理事 田原 孝一 鹿屋市吾平町上名5869番地
 理事 柳 一夫 肝属郡肝付町後田8400番地
 理事 前村 光昭 肝属郡肝付町後田4089番地
 理事 新村 洋一 肝属郡肝付町前田49番地 1
 理事 市來 勝義 肝属郡肝付町新富6945番地 1
 理事 永野 和行 肝属郡肝付町後田2417番地 1
 監事 下仮屋勝哉 鹿屋市浜田町1006番地
 監事 重田 寅男 肝属郡肝付町新富3856番地 1
 監事 中塩 了 鹿屋市吾平町下名3032番地 1
 (任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 藏ヶ崎俊光 鹿屋市下堀町2941番地 4
 理事 大脇 義隆 鹿屋市南町4132番地 7
 理事 宮園 義弘 鹿屋市獅子目町881番地 2
 理事 岩井 務 鹿屋市横山町2352番地 2
 理事 萩崎 英珍 鹿屋市吾平町上名2491番地 1
 理事 東桂木満州男 鹿屋市吾平町麓1843番地
 理事 永田 稔 鹿屋市吾平町上名5687番地 5
 理事 柳 一夫 肝属郡肝付町後田8400番地
 理事 前村 光昭 肝属郡肝付町後田4089番地
 理事 新村 洋一 肝属郡肝付町前田49番地 1
 理事 市來 勝義 肝属郡肝付町新富6945番地 1
 理事 永野 和行 肝属郡肝付町後田2417番地 1
 監事 下仮屋勝哉 鹿屋市浜田町1006番地
 監事 重田 寅男 肝属郡肝付町新富3856番地 1
 監事 永山 裕人 鹿屋市吾平町下名3032番地 1

鹿児島県告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、徳之島用水土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 5 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 宮永 誠 大島郡伊仙町目手久349番地 1
 理事 新納 啓武 大島郡天城町天城661番地 1
 理事 田原 廣秀 大島郡天城町瀬滝998番地 1
 理事 麓 福太郎 大島郡天城町松原1981番地 2
 理事 上岡 弘明 大島郡天城町浅間805番地
 理事 仲 公男 大島郡天城町西阿木名571番地
 理事 福 鋭山 大島郡徳之島町亀津3177番地 4
 理事 白山 明 大島郡徳之島町亀津1113番地
 理事 川上 福良 大島郡徳之島町下久志123番地 3
 理事 為島 良一 大島郡徳之島町母間3477番地
 理事 長井 満 大島郡徳之島町山1902番地14
 理事 谷村 清次 大島郡伊仙町木之香268番地
 理事 牧 徳久 大島郡伊仙町小島98番地 2
 理事 町 彰雄 大島郡伊仙町面縄326番地
 理事 清水喜玖男 大島郡伊仙町崎原595番地

理事 森田 弘光 大島郡天城町松原530番地 2
 理事 大久保 明 大島郡伊仙町伊仙2077番地
 理事 高岡 秀規 大島郡徳之島町亀津980番地
 監事 秋田 浩平 大島郡天城町兼久1376番地 1
 監事 保岡 盛寿 大島郡徳之島町花徳2589番地 2
 監事 佐藤 光利 大島郡伊仙町犬田布295番地 1
 監事 山田 悦和 大島郡天城町松原1972番地
 (任期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 新納 啓武 大島郡天城町天城661番地 1
 理事 田原 廣秀 大島郡天城町瀬滝998番地 1
 理事 麓 福太郎 大島郡天城町松原1981番地 2
 理事 玉江 昌射 大島郡天城町浅間613番地 1
 理事 仲 公男 大島郡天城町西阿木名571番地
 理事 福 鋭山 大島郡徳之島町亀津3177番地 4
 理事 白山 明 大島郡徳之島町亀津1113番地
 理事 川上 福良 大島郡徳之島町下久志123番地 3
 理事 為島 良一 大島郡徳之島町母間3477番地
 理事 永長 和久 大島郡徳之島町山1677番地18
 理事 谷村 清次 大島郡伊仙町木之香268番地
 理事 美山 保 大島郡伊仙町目手久1700番地 1
 理事 宮永 誠 大島郡伊仙町目手久349番地 1
 理事 町 彰雄 大島郡伊仙町面縄326番地
 理事 清水喜玖男 大島郡伊仙町崎原595番地
 理事 森田 弘光 大島郡天城町松原530番地 2
 理事 大久保 明 大島郡伊仙町伊仙2077番地
 理事 高岡 秀規 大島郡徳之島町亀津980番地
 監事 秋田 浩平 大島郡天城町兼久1376番地 1
 監事 保岡 盛寿 大島郡徳之島町花徳2589番地 2
 監事 永岡 良一 大島郡伊仙町木之香72番地 6
 監事 福 健吉郎 大島郡天城町松原1818番地

鹿児島県告示第543号

土地改良事業県営農地環境整備（一般型）（農業用排水施設整備及び農道整備）大圃地区の工事は、平成30年12月11日に完了した。

令和 2 年 5 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 2 年 5 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和 2 年度税務総合システム運用及び維持保守業務
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和 2 年 3 月 26 日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社鹿児島支店
鹿児島市山之口町 3 番31号
- 5 随意契約に係る契約金額
59,400,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 2 第 1 項第 2 号該当

牛根麓地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項の規定により、牛根麓地区特定漁港漁場整備事業計画(平成20年 9 月 26 日鹿児島県公報第2432号をもって公表)を別冊のとおり変更した。

令和 2 年 5 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

(「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。)

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 2 年 5 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市国分新町字丸田954番 4 の一部, 954番 6, 955番, 956番, 957番, 960番, 961番, 962番, 963番, 964番, 965番 1 の一部, 965番 5 の一部, 965番 7 の一部, 973番 6 の一部及び960番地先水路の一部
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
道路 霧島市国分新町字丸田955番の一部, 956番の一部, 957番の一部, 960番の一部, 961番の一部, 962番の一部, 963番の一部, 964番の一部及び973番 6 の一部
公園 霧島市国分新町字丸田955番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市国分上小川811番地 3
有限会社ニュータウン
代表取締役 山下敏哉

選挙管理委員会規則

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 22 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会規則第 2 号

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則

公職選挙法及び同法施行令実施規程(昭和25年鹿児島県選挙管理委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第49条の 2 第 1 項の表を次のように改める。

第37条第 1 項	候補者は、法第168条第 1 項	鹿児島県議会議員の候補者は、鹿児島県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和57年鹿児島県条例第40号。以下この表において「条例」とい
-----------	------------------	----------------------------------------------------------------------------

		う。) 第 3 条
	写真（前条の規定による写真を含む。）	写真
第 40 条第 5 項	法第 168 条第 1 項	条例第 3 条
第 41 条第 1 項	法第 169 条第 6 項の規定による掲載順序を定めるくじは、衆議院比例代表選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報の掲載文にあつては、別に定めるところにより、その他の選挙の選挙公報の掲載文及び掲載写真にあつては	条例第 4 条第 2 項の規定による掲載順序を定めるくじは
第 45 条	法第 168 条第 1 項	条例第 3 条

第 49 条の 2 第 2 項中「記載しては」を「記載し、又は記録しては」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 16 号

平成 24 年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 5 月 22 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

2 の表に次のように加える。

223	社会福祉法人肝付町社会福祉協議会養護老人ホーム国見園	肝属郡肝付町新富 4585 番地 2
224	特別養護老人ホーム恵光園ユニット	垂水市本城 221 番地

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 22 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 4 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年鹿児島県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「次長 地球温暖化対策総括監」を「医療審議監 次長 観光対策監 地球温暖化対策総括監」に、「課長 センター長」を「参事（本港区まちづくり担当） 課長 センター長」に、「総括秘書官 人事調整監」を「知事秘書監」に、「知事秘書官」を「総括秘書官 知事秘書官」に、「教育次長」を「副教育長 教育次長 生徒指導総括監」に、「部長 課長 課長補佐（総務担当に限る。） 瀬戸内事務所」を「奄美群島振興開発総括監 部長 課長 課長補佐（総務担当に限る。） 瀬戸内事務所」に、「歴史資料センター黎明館」を「歴史・美術センター黎明館」に、

「

環境保健センター	所長 副所長 庶務部長
----------	-------------

」を

「

環境保健センター	所長 副所長 庶務部長
森林技術総合センター	所長 副所長 庶務部長

」に、

「

障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
------------	-------------

」を

「

障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
水産技術開発センター	所長 副所長 庶務部長 くろしおの船長

」に、

「茶業部長 農業大学校」を「農業大学校」に、「分場長 肉用牛改良研究所」を「肉用牛改良研究所」に、

「

家畜保健衛生所	所長 次長 支所長
森林技術総合センター	所長 副所長 庶務部長
水産技術開発センター	所長 副所長 庶務部長 くろしおの船長

」を

「

家畜保健衛生所	所長 次長 支所長
---------	-----------

」に、

「

霧島自然ふれあいセンター	所長 次長
少年自然の家	所長 次長

」を

「

少年自然の家	所長 次長
--------	-------

」に、

「

埋蔵文化財センター	所長 次長（総務担当に限る。） 総務課長
短期大学	学長 事務局長 部長 次長（総務担当に限る。） 総務課長

」を

「

埋蔵文化財センター	所長 次長（総務担当に限る。） 総務課長
-----------	----------------------

」に、

「

実習船	船長 機関長
-----	--------

」を

「

実習船	船長 機関長
短期大学	学長 事務局長 部長 次長（総務担当に限る。） 総務課長

」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定を次のとおり実施する。

令和 2 年 5 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 交通誘導警備業務 1 級
- (2) 交通誘導警備業務 2 級

2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 交通誘導警備業務 1 級

令和 2 年 9 月 12 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交通誘導警備業務 2 級

令和 2 年 8 月 22 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで

- ウ 検定当日の受付時間
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
- (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）
- (3) 受検定員
いずれの検定も 30 人（受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
- (1) 交通誘導警備業務 1 級
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
のうち、次のいずれかに該当するもの
ア 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者
イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けた者
- (2) 交通誘導警備業務 2 級
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定の方法及び内容
- (1) 交通誘導警備業務 1 級
- ア 学科試験
- ㍿ 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
(ウ) 車両等の誘導に関すること。
(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- ㍿ 車両等の誘導に関すること。
(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 交通誘導警備業務 2 級
- ア 学科試験
- ㍿ 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
(ウ) 車両等の誘導に関すること。
(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- ㍿ 車両等の誘導に関すること。
(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
- ㍿ 交通誘導警備業務 1 級
令和 2 年 7 月 14 日（火）から同月 22 日（水）まで（県の休日を除く。）
(イ) 交通誘導警備業務 2 級
令和 2 年 6 月 23 日（火）から同年 7 月 3 日（金）まで（県の休日を除く。）
- イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 提出書類

ア 交通誘導警備業務1級

- (ア) 検定規則において規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。） 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- (オ) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のアに該当する場合に限る。） 1通
- (カ) 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

イ 交通誘導警備業務2級

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

交通誘導警備業務1級及び同2級ともに、14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

.....

警備業施設警備業務1級及び同2級検定実施公告
警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする

者に対し、警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和 2 年 5 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 施設警備業務 1 級
- (2) 施設警備業務 2 級

2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 施設警備業務 1 級

令和 2 年 8 月 28 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 施設警備業務 2 級

令和 2 年 8 月 27 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

(2) 実施場所

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1）

(3) 受検定員

いずれの検定も 30 人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 施設警備業務 1 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けた者

(2) 施設警備業務 2 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 施設警備業務 1 級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 警備業務対象施設における保安に関すること。

㊩ 施設警備業務の管理に関すること。

㊪ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 警備業務対象施設における保安に関すること。

㊧ 施設警備業務の管理に関すること。

㊨ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務 2 級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 警備業務対象施設における保安に関すること。

㊩ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 2 年 6 月 15 日（月）から同月 26 日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 提出書類

ア 施設警備業務 1 級

(ア) 検定規則において規定する検定申請書（別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。） 1 通

(イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

(ウ) 受検者の住所を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通

(オ) 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(1)の アに該当する場合に限る。） 1 通

(カ) 施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(1)のイに該当する場合に限る。） 1 通

イ 施設警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

(ウ) 受検者の住所を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

16,000 円（16,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第 11 条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）